

2017年2月9日

商品類型 No.112 「文具・事務用品 Version2.0」 の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

「文具・事務用品 Version2.0」では、グリーン購入法の環境物品等の調達に関する基本方針の判断の基準に対して上位基準となるよう整合性に留意して、認定基準を制定した。今回、同基本方針の平成29年2月7日変更閣議決定により、特定調達品目の名称が変更されたことを受け、同基本方針との整合を図るべく改定を行う。

2. 改定箇所

以下のとおり、品目を変更する。**(追加：下線部)**

別表1 文具・事務用品対象表

品目名	金属、下記で指定されている消耗部分および粘着部分は製品質量から除く。また、認定基準 4-1-1(5)を満たす交換部品は製品質量から除く。			備考 左記以外に再生材料配合率計算の分母や製品質量から除く部品などを指定
	主要材料中の再生材料の基準配合率*1	消耗部分	粘着部分	
(省略)				
のり(固形) (補充用を含む)	70% *1	のり		
のり(テープ)	70% *1	のり (テープ)		
(中略)				
アルバム (台紙を含む)	70% *1			
(中略)				
のり (テープ) カートリッジ	70% *1	のり (テープ)		

3. 改定日： 2017年4月1日

以上